

「F-SUS よこはま」セミナールーム利用案内

最近改定 平成27年 10月1日

1 利用対象者

- (1)F-SUS よこはま会員（以下、「会員」という。）及び過去に6か月以上会員として登録した方（以下、「旧会員」という。）を対象とします。ただし、過去に会費の滞納等があった方を除きます。
- (2)横浜市内で事業を営む女性経営者（以下、「女性経営者」という。）
- (3)セミナールームでの主催者及び講演者は、原則会員、旧会員または女性経営者本人とします。

2 利用時間帯

月～土曜日（祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く）

午前（9：00～12：30）、午後（13：00～17：00）

夜間（平日17：30～21：00）

なお、夜間貸出及び土曜日の利用対象者は会員及び旧会員のみとします。

3 料金

時間帯	使用料（税抜価格）		
	平日 / 土曜日		平日
	会員	旧会員	女性経営者
午前（9:00～12:30）	無料	2,000円	3,000円
午後（13:00～17:00）	無料	2,000円	3,000円
夜間（17:30～21:00） ※土曜日は利用できません。	無料	2,000円	

4 利用方法

(1)受付日

a 会員及び旧会員

ご利用月の3か月前の1日より受付開始

b 女性経営者

ご利用月の3か月前の15日より受付開始

c セミナー開催の場合

セミナー会場としてご利用の場合は、a または b の受付開始日より、セミナー開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。

(2)ご利用方法

お電話にてセミナールームの空き状況を6階受付にご確認の上お申し込みください（仮予約）。

その後、3日以内に「F-SUS よこはまセミナールーム使用申請書」をメールにてご提出いただきます。セミナー会場としてご利用の際は、併せて広報資料（チラシ案等）をご提出ください。

なお、女性経営者の初回利用の際には、利用対象であることを示す書類の提示もお願いします。
使用の承認または不承認については、使用申請書受付後10日間以内に通知します。

(3)平日夜間及び土曜日のご利用について

平日夜間及び土曜日は、会員及び旧会員のみご利用いただけます。

ご利用の3日前から前日までに「F-SUS よこはま」受付にて鍵をお受け取りください。また、利用終了後は指定の場所にご返却願います。

なお、平日夜間、及び土曜日は「F-SUS よこはま」執務室には入室できません。会員・旧会員ともセミナールームのみの使用となりますのでご注意ください。

(4)利用回数

女性経営者のご利用については、1か月につき原則3回までとさせていただきます。

5 使用料のお支払い

申請書を受け付け後、財団が指定する期日までに指定の口座にお振込みください。振込手数料は、使用者の負担とさせていただきます。

※指定期日までにお振込みがない場合は、施設の使用申請を取り消すことがあります。

6 キャンセル料金

お申込み後にキャンセルの場合、下記キャンセル料が発生します。振込手数料は使用者の負担とさせていただきます。

- (1) お申込みから使用日の31日前までに使用の取り止めの申請があった場合 10%
- (2) 使用日の30日前から8日前までに使用の取り止めの申請があった場合 50%
- (3) 使用日の7日前から当日まで 100%

7 機器類の使用について

- (1)パソコンの貸し出しは行っておりません。各自ご用意ください。
- (2)インターネット環境は各自ご用意ください。
- (3)プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードはご用意します。
- (4)拡声装置（マイク、スピーカー等）の使用は不可とさせていただきます。
- (5)電気器具を持ち込まれる場合は、申込時にお申し出ください。

8 ご利用時の注意点について

- (1)施設内での飲食は水、お茶など、匂い・音の少ない飲食物のみ可能とします。
- (2)施設内は禁煙です。
- (3)セミナー利用の場合、参加費の上限は10,000円（税別）とします。
- (4)原則として、物品等の販売または募金はできません。

9 使用許可の制限

下記のいずれかにあたる利用者については、施設の利用をお断りいたします。

- (1)他の利用者に不快感をあたえる騒音や言動等を行った場合
- (2)他人に危害を及ぼすことまたは他人の迷惑となるような行為をすること
- (3)係の指示、警告に従わない場合

- (4)申請内容と相違のあるご利用と判断した場合
- (5)反社会的勢力またはそれに関係する利用であると当財団で判断した場合
- (6)当日キャンセル及び、無断キャンセルの場合の以降のご利用
- (7)裸火を使用すること
- (8)その他施設の運営上支障があると認められる場合

10 損害賠償

当施設において、使用者に起因する損害が発生した場合は、すべて当該使用者に賠償していただきます。

11 免責

- (1)施設利用に伴う事故、盗難等について、当財団では一切の責任を負いません。
- (2)天災、火災、その他不可抗力により、施設の運用が休止された場合及び使用許可の制限に係る使用取消や使用停止が生じた場合における使用者の損害に対して当財団では一切の責任を負いません。

< (公財) 横浜企業経営支援財団「F・SUS よこはま事務局」 >

〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6階

TEL : 045-225-3726 FAX : 045-225-3738 e-mail:f-sus@idec.or.jp